

四半期報告書

第105期第1四半期 自 平成23年4月1日
至 平成23年6月30日

日本軽金属株式会社

(E01299)

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2

第2 事業の状況

1 事業等のリスク	3
2 経営上の重要な契約等	3
3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	3

第3 提出会社の状況

1 株式等の状況

(1) 株式の総数等	8
(2) 新株予約権等の状況	8
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	8
(4) ライツプランの内容	8
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	8
(6) 大株主の状況	8
(7) 議決権の状況	9

2 役員の状況

第4 経理の状況

1 四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表	11
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	13
四半期連結損益計算書	13
四半期連結包括利益計算書	14

2 その他

第二部 提出会社の保証会社等の情報

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年8月5日
【四半期会計期間】	第105期第1四半期（自平成23年4月1日至平成23年6月30日）
【会社名】	日本軽金属株式会社
【英訳名】	Nippon Light Metal Company, Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 石山 喬
【本店の所在の場所】	東京都品川区東品川2丁目2番20号
【電話番号】	03（5461）9211（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部長 外池 稔
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区東品川2丁目2番20号
【電話番号】	03（5461）9211（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部長 外池 稔
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜1丁目8番16号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第104期 第1四半期連結 累計期間	第105期 第1四半期連結 累計期間	第104期
会計期間	自平成22年4月1日 至平成22年6月30日	自平成23年4月1日 至平成23年6月30日	自平成22年4月1日 至平成23年3月31日
売上高（百万円）	105,522	98,818	429,433
経常利益（百万円）	4,405	3,531	18,529
四半期（当期）純利益（百万円）	2,190	2,020	11,040
四半期包括利益又は包括利益 （百万円）	1,127	1,644	10,921
純資産額（百万円）	94,837	105,048	104,757
総資産額（百万円）	406,505	412,172	414,885
1株当たり四半期（当期）純利益 金額（円）	4.03	3.71	20.29
潜在株式調整後1株当たり四半期 （当期）純利益金額（円）	(注) 4 —	(注) 4 —	(注) 4 —
自己資本比率（%）	22.0	24.1	23.8

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していない。

2. 売上高は消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という）抜きの金額である。

3. 第104期第1四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号 平成22年6月30日）を適用し、遡及処理している。

4. 希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していない。

2【事業の内容】

当社及び当社の関係会社（当社、子会社81社及び関連会社22社（平成23年6月30日現在）により構成、以下当社グループという。）においてはアルミニウム総合一貫メーカーである当社を中心として、（アルミナ・化成品、地金）、（板、押出製品）、（加工製品、関連事業）及び（箔、粉末製品）の4部門に係る事業を主として行っており、それらの製品は、アルミニウムに関連するあらゆる分野にわたっている。

当第1四半期連結累計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はない。また、各セグメントに係る主要な関係会社の異動は、概ね次のとおりである。

（アルミナ・化成品、地金）

主要な関係会社の異動はない。

（板、押出製品）

当第1四半期連結会計期間より、当社の連結子会社である日軽建材工業㈱のセグメント区分を従来の（加工製品、関連事業）から（板、押出製品）へ変更している。

この変更は上記子会社を、押出・押出加工事業に関する意思決定の迅速化と経営資源の効率的配分を行い、一層の競争力強化を図ることを目的として平成23年3月に設立された日軽金加工開発ホールディングス㈱の傘下としたことに伴うものである。

（加工製品、関連事業）

当第1四半期連結会計期間より、当社の連結子会社である日軽建材工業㈱のセグメント区分を従来の（加工製品、関連事業）から（板、押出製品）へ変更している。

（箔、粉末製品）

当第1四半期連結会計期間より、昭和アルミパウダー㈱の全株式を当社の連結子会社である東洋アルミニウム㈱及びその子会社が新たに取得したため、主要な関係会社を含めている。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はない。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はない。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものである。

1. 業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、本年3月11日に発生した東日本大震災及びその後の電力供給制限などにより企業の生産活動や個人消費が落ち込んだが、サプライチェーンの復旧とともに生産活動には回復の動きが見られるようになった。しかしながら、円高の進展、雇用や所得の厳しい状況、さらには電力供給能力への懸念が中部、関西地方までに広がっていることなど、景気の先行きには依然不透明感が残っている。また、幅広い需要分野を持つわが国アルミ業界においては、当累計期間における需要は、自動車、電機・電子分野における生産回復を受け徐々に持ち直す動きとなった。

当社グループにおいても、自動車部品、トラック架装関連、電機・電子関連などにおいて、震災後、国内の需要は急激に落ち込んだが、その後は品目によってスピードに差はあるものの、回復を見せている。また、このような中、平成23年3月期を初年度とする3ヵ年の中期経営計画の2年目に入り、成長分野を攻めるビジネスへの経営資源の集中、業界ナンバーワンビジネスの強化、海外展開の加速など、収益基盤の一層の強化に取り組んできた。

当社グループの当第1四半期連結累計期間の連結業績については、売上高は前年同四半期の1,055億22百万円に比べ67億4百万円（6.4%）減の988億18百万円となり、損益面では、営業利益は前年同四半期の62億70百万円から15億78百万円（25.2%）減の46億92百万円、経常利益は前年同四半期の44億5百万円から8億74百万円（19.8%）減の35億31百万円となった。また、四半期純利益については、前年同四半期の21億90百万円から1億70百万円（7.8%）減の20億20百万円となった。

セグメントの業績は、次のとおりである。

なお、当第1四半期連結会計期間より、一部の連結子会社についてセグメント区分を（加工製品、関連事業）から（板、押出製品）へ組み替えているので、以下の前年同四半期比較については、前年同四半期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値との比較を記載している。

（アルミナ・化成品、地金）

アルミナ・化成品部門においては、アルミナ関連製品では、震災の影響あるいは計画停電の影響による東北、関東地方のユーザーへの出荷減少、円高の進展による輸出の低迷などがあったが、全体としては前年同四半期に比べ販売量が増加した。化学品関連製品では、凝集剤の出荷が減少したものの、カセイソーダ、無機塩化物製品、有機塩化物製品の出荷が堅調に推移した。当第1四半期連結累計期間の売上高は販売量の回復により前年同四半期に比べ増加したが、利益は原燃料価格の上昇等により前年同四半期に比べ減少した。

地金部門においては、主力である自動車向け二次合金の分野で、自動車メーカーのサプライチェーン寸断の影響が国内のみならず海外にも波及し、国内外で自動車生産台数が減少したことから販売量は大幅に減少した。当第1四半期連結累計期間は、6月に入り出荷の回復が顕著になったものの、前年同四半期に比べ減収減益となった。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間のアルミナ・化成品、地金セグメントの売上高は前年同四半期の278億50百万円に比べ39億95百万円（14.3%）減の238億55百万円、営業利益は前年同四半期の17億31百万円から2億29百万円（13.2%）減少し15億2百万円となった。

（板、押出製品）

板製品部門においては、半導体・液晶製造装置向け厚板が増加したことに加え、箔地の出荷が堅調に推移したが、電機・電子向けが円高により減少したほか、輸送向けが震災の影響により減少したことから、全体の販売量は前年同四半期と比べ減少した。当第1四半期連結累計期間においては、製造コストの増加もあり、前年同四半期に比べ減収減益となった。

押出製品部門においては、主力となる輸送分野において、自動車部品、トラック向け部材が大幅に減少したが、鉄道車両向けは概ね堅調に推移した。また、電機・電子向けや建築向けなどでは増加が見られた。当第1四半期連結累計期間は、輸送向け販売量減少の影響が大きく、前年同四半期に比べ減収減益となった。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間の板、押出製品セグメントの売上高は前年同四半期の194億83百万円に比べ10億23百万円(5.3%)減の184億60百万円、営業利益は、前年同四半期の15億13百万円から4億96百万円(32.8%)減少し10億17百万円となった。

(加工製品、関連事業)

輸送関連部門においては、トラック架装事業では、中、小型トラック分野で排ガス規制強化前の駆け込み需要が見られたものの、震災の影響によるトラック生産台数減少の影響が大きく、全体としては前年同四半期に比べ販売数量が大きく落ち込み、損益的にも厳しい状況となった。また、熱交製品及び素形材製品についても、自動車生産台数の減少により前年同四半期に比べ出荷が減少した。

パネルシステム部門においては、冷凍・冷蔵分野で食品スーパー、コンビニエンスストア、ファーストフード店等を中心とした小型案件が増加し、内装分野でも、被災したクリーンルームの復旧工事もあり、前年同四半期に比べ販売量は増加した。

電子材料部門においては、アルミ電解コンデンサ用電極箔の出荷は、震災直後一時的に落ち込んだが、回復は比較的早く、また、省エネ、新エネルギー用途を初めとする産業機器向けが堅調に推移したことから、概ね前年同四半期と同じ水準となった。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間の加工製品、関連事業セグメントの売上高は前年同四半期の301億58百万円に比べ30億92百万円(10.3%)減の270億66百万円、営業利益は前年同四半期の9億73百万円から7億2百万円(72.1%)減少し2億71百万円となった。

(箔、粉末製品)

箔部門においては、アルミ電解コンデンサ向けが、震災による一時的な落ち込みがあったものの、好調に推移し、一般箔においても医薬品向け加工箔が堅調であったほか、リチウムイオン電池外装用プレーン箔の増加が続いた。

ペースト部門においては、国内市場では、家電・プラスチック塗料向けなどが前年同四半期を上回る出荷となったが、主力の自動車塗料向けが自動車生産台数の減少により大きく落ち込んだ。また、輸出においても、震災の影響で自動車向けが減少した。

電子機能材部門においては、主力の太陽電池用バックシート及び電極インキの需要が国内及び中国、台湾市場において概ね堅調に推移した。また、粉末製品を中心とするその他の機能性材料もLED部品向けなどが増加した。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間の箔、粉末製品セグメントの売上高は前年同四半期の280億31百万円に比べ14億6百万円(5.0%)増の294億37百万円、営業利益は前年同四半期の27億66百万円から1億13百万円(4.1%)減少し26億53百万円となった。

2. 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題について、重要な変更はない。なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりである。

(1) 基本方針の内容

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社を支える様々なステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させる者でなければならないと考える。

従って、当社は、特定の者又はグループ(特定の者又はグループを以下「買付者」という。)による、当社の財務及び事業の方針の決定を支配することを目的とする当社株式の大規模な買付行為や買付提案であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではない。また、株式上場会社として当社株式の自由な売買が認められている以上、買付者の大規模な買付行為に応じて当社株式を売却するか否かは、最終的には株主の判断に委ねられるべきものである。

しかしながら、株式の大規模な買付や買付提案の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないものなど、不適切なものも少なくない。

このような、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれが認められる場合には、当該買付者を当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと判断すべきであると考えている。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社グループは、事業持株会社である当社を中核として、「アルミとアルミ関連素材の用途開発を永遠に続けることによって、人々の暮らしの向上と地球環境の保護に貢献していく」という経営理念のもと、「アルミニウ

ム」というユニークで優れた特性を有する素材の可能性を開拓することによって、企業価値の持続的向上に努めてきた。

当社グループの事業を大きな川にたとえると、ボーキサイトを原料とするアルミナ・化成品の製造が最も上流の工程となり、次いでアルミ地金・合金地金の製造が続く。さらにアルミを素材として、アルミ板、アルミ押出製品、各種加工製品に至る広範な領域において事業展開している。

アルミニウム業界は、平成20年度以降、米国の金融危機に端を発する世界同時不況の影響などを受け、厳しい経営環境が続いたが、当社グループは、平成21年度において難局を乗り越えて黒字転換を実現するとともに、課題事業の整理を行うなど、着実に事業構造改革を遂行してきた。その経営基盤の下、平成22年度より平成24年度までの3ヵ年の中期経営計画をスタートさせた。その基本方針は、①成長分野を攻めるユニットへの経営資源の重点的投入、②業界No.1ビジネスのさらなる強化、③中国、東南アジアを中心とする海外ビジネスの展開加速、④要素技術複合化による用途開発と新商品の創出、⑤アルミニウムの特性の追求による地球環境保全への貢献、⑥財務体質改善と復配、⑦人財の育成と活用、⑧CSR推進とコーポレートガバナンス強化の8項目である。

当社グループは、上記方針に基づく事業計画に積極的かつ効率的に取り組み、今後もグループ一丸となって、企業価値ひいては株主共同の利益の向上に邁進する所存である。

(3) 不適切な者による支配の防止に関する取組み

当社では、上記(1)に述べた基本方針に照らして、不適切な者により当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、平成22年5月14日開催の取締役会において「当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」という。）の導入につき株主に承認を求めることを決議し、平成22年6月29日開催の第103回定時株主総会において、株主の承認を得た。また、当社は本プランの導入に伴い、特別委員会を設置し、特別委員会の委員として、飯島英胤、和食克雄及び結城康郎の3氏が選任され、就任している。

本プランの概要は以下のとおりである。

① 本プランの対象となる当社株式の買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループ（当社株券等の保有者及びその共同保有者、または買付等を行う者及びその特別関係者）の議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについても事前に当社取締役会が同意し、かつ公表したものを除き、また市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問わない。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」という。）とする。

② 特別委員会の設置

本プランを適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の合理性・公正性を担保するため、特別委員会規程を定めるとともに、特別委員会を設置する。特別委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役または社外有識者のいずれかに該当する者の中から当社取締役会が選任する。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かを判断するに先立ち、特別委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討のうえで、当社取締役会に対し対抗措置を発動することができる状態にあるか否かについての勧告を行うものとする。当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで対抗措置の発動について決定することとする。特別委員会の勧告内容については、その概要を適宜公表することとする。

③ 大規模買付ルールの概要

本プランでは、大規模買付行為を行う際の情報提供等に関するルール（以下「大規模買付ルール」という。）を設定している。

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合は、事前に大規模買付ルールに従う旨の誓約など、一定の事項を記載した意向表明書を提出するものとする。当社取締役会は、意向表明書の受領後10営業日以内に大規模買付者に対して大規模買付行為に関する情報（以下「評価必要情報」という。）の提出を求める。大規模買付行為は、大規模買付者が評価必要情報の提供を完了した後、対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合は最長60日間またはその他の大規模買付行為の場合は最長90日間の取締役会評価期間経過後のみに開始されるものとする。取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて独立した第三者である専門家等の助言を受けながら、提供された評価必要情報を十分に評価・検討し、特別委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表する。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主へ代替案を提示することもある。

④ 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとることにより大規模買付行為に対抗する場合がある。なお、大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも評価必要情報の一部が提出されないことのみをもって大規模買付ルールを遵守しないと認定することはしないものとする。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり代替案を提示することにより、株主を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとらない。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等を考慮のうえ、判断することになる。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断し、かつ対抗措置を発動することが相当であると認められる場合には、例外的に当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として必要かつ相当な範囲で、新株予約権の無償割当等の対抗措置の発動を決定することができるものとする。

当社取締役会は、対抗措置の発動の是非について判断を行う場合は特別委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の必要性、相当性等を十分検討したうえで対抗措置発動または不発動等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとする。

また、当社取締役会は、特別委員会が対抗措置の発動について勧告を行い、発動の決議について株主の意思を確認するための株主総会（以下「株主意思確認総会」という。）の開催を要請する場合には、株主に本プランによる対抗措置を発動することの可否を十分に検討する期間（以下「株主検討期間」という。）として最長60日間の期間を設定し、当該株主検討期間中に当社株主意思確認総会を開催することがある。

株主意思確認総会において対抗措置の発動または不発動について決議等がなされた場合、当社取締役会は、当該株主意思確認総会の決議等に従うものとする。従って、当該株主意思確認総会が対抗措置を発動することを否決する決議等がなされた場合には、当社取締役会は対抗措置を発動しない。

⑤ 本プランの有効期限

本プランの有効期限は平成25年6月30日までに開催される当社第106回定時株主総会の終結の時までとする。

(4) 本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

① 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足している。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっている。

② 株主共同の利益を損なうものではないこと

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されたものである。

本プランは、株主の承認を得て導入されたものであり、株主が望めば本プランの廃止も可能であることは、本プランが株主共同の利益を損なわないことを担保していると考えられる。

また、当社取締役会は当社の定款において、その任期は1年と定められている。従って、毎年の当社定時株主総会における取締役の選任議案に関する議決権の行使を通じて、本プランに関する株主の意向を反映することが可能となっている。

③ 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

大規模買付行為に関して当社取締役会が評価・検討、取締役会としての意見の取りまとめ、代替案の提示、もしくは大規模買付者との交渉を行い、または対抗措置を発動する際には、独立した第三者である専門家の助言を得るとともに、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される特別委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされている。

また、その勧告内容の概要については株主に公表することとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に適うように本プランの透明な運用を担保するための手続きも確保されている。

④ デッドハンド型やスロー・ハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができるものとされており、当社の株式を大量に買い付けようとする者が、自己の指名する取締役を当社株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能である。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではない。

また、当社の取締役任期は1年のため、本プランは、スロー・ハンド型買収防衛策（取締役の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間がかかる買収防衛策）でもない。

3. 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間における当社グループ全体の研究開発費の金額は12億32百万円である。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はない。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,600,000,000
計	1,600,000,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成23年8月5日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	545,126,049	同左	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 1,000株
計	545,126,049	同左	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はない。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はない。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はない。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年4月1日～ 平成23年6月30日	—	545,126	—	39,084	—	23,502

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はない。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成23年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしている。

①【発行済株式】

平成23年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 1,005,000	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 538,538,000	538,538	—
単元未満株式	普通株式 5,583,049	—	一単元（1,000株）未満の株式
発行済株式総数	545,126,049	—	—
総株主の議決権	—	538,538	—

（注）「完全議決権株式（その他）」には、証券保管振替機構名義の株式が9,000株（議決権の数9個）含まれている。

②【自己株式等】

平成23年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
当社	東京都品川区東品川2丁目2番20号	1,005,000	—	1,005,000	0.18
計	—	1,005,000	—	1,005,000	0.18

2 【役員の状況】

該当事項はない。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。）に基づいて作成している。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けている。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	42,073	34,585
受取手形及び売掛金	115,204	109,764
商品及び製品	22,455	23,598
仕掛品	12,246	14,600
原材料及び貯蔵品	18,303	20,057
その他	13,048	14,880
貸倒引当金	△1,373	△1,407
流動資産合計	221,956	216,077
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	45,133	46,082
機械装置及び運搬具（純額）	36,422	36,984
工具、器具及び備品（純額）	3,801	4,017
土地	53,735	54,065
建設仮勘定	4,676	3,161
有形固定資産合計	143,767	144,309
無形固定資産		
のれん	896	3,512
その他	3,562	3,851
無形固定資産合計	4,458	7,363
投資その他の資産		
その他	45,231	44,948
貸倒引当金	△527	△525
投資その他の資産合計	44,704	44,423
固定資産合計	192,929	196,095
資産合計	414,885	412,172
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	67,268	66,493
短期借入金	84,402	86,720
未払法人税等	2,550	1,419
その他	28,483	28,151
流動負債合計	182,703	182,783
固定負債		
社債	22,553	22,535
長期借入金	83,805	80,514
退職給付引当金	16,438	16,694
その他	4,629	4,598
固定負債合計	127,425	124,341
負債合計	310,128	307,124

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	39,085	39,085
資本剰余金	11,179	11,179
利益剰余金	48,200	49,132
自己株式	△192	△193
株主資本合計	98,272	99,203
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	980	921
繰延ヘッジ損益	61	△24
土地再評価差額金	145	145
為替換算調整勘定	△723	△899
その他の包括利益累計額合計	463	143
少数株主持分	6,022	5,702
純資産合計	104,757	105,048
負債純資産合計	414,885	412,172

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
売上高	105,522	98,818
売上原価	86,198	80,690
売上総利益	19,324	18,128
販売費及び一般管理費	13,054	13,436
営業利益	6,270	4,692
営業外収益		
受取賃貸料	155	227
受取配当金	131	147
その他	447	270
営業外収益合計	733	644
営業外費用		
支払利息	751	664
為替差損	402	365
過年度退職給付費用	278	278
その他	1,167	498
営業外費用合計	2,598	1,805
経常利益	4,405	3,531
特別損失		
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	89	—
特別損失合計	89	—
税金等調整前四半期純利益	4,316	3,531
法人税、住民税及び事業税	630	642
法人税等調整額	1,085	885
法人税等合計	1,715	1,527
少数株主損益調整前四半期純利益	2,601	2,004
少数株主利益又は少数株主損失(△)	411	△16
四半期純利益	2,190	2,020

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	2,601	2,004
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△596	△45
繰延ヘッジ損益	△284	△85
為替換算調整勘定	△372	△228
持分法適用会社に対する持分相当額	△222	△2
その他の包括利益合計	△1,474	△360
四半期包括利益	1,127	1,644
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	792	1,700
少数株主に係る四半期包括利益	335	△56

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
連結の範囲の重要な変更 当第1四半期連結会計期間より、昭和アルミパウダー(株)は当社の連結子会社である東洋アルミニウム(株)及びその子会社が新たに株式を取得したため、連結の範囲に含めている。

【追加情報】

当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用) 当第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用している。

【注記事項】

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び前第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成していない。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりである。

前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
減価償却費 3,735百万円	減価償却費 3,863百万円

(株主資本等関係)

I 前第1四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至平成22年6月30日)

配当金支払額

該当事項はない。

II 当第1四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至平成23年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,088	2.00	平成23年3月31日	平成23年6月30日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント					調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	アルミナ・ 化成品、 地金	板、押出 製品	加工製品、 関連事業	箔、粉末 製品	計		
売上高							
外部顧客への売上高	27,850	17,264	32,377	28,031	105,522	—	105,522
セグメント間の内部売上高 又は振替高	12,144	5,323	2,171	171	19,809	△19,809	—
計	39,994	22,587	34,548	28,202	125,331	△19,809	105,522
セグメント利益	1,731	1,348	1,138	2,766	6,983	△713	6,270

(注) 1. セグメント利益の調整額△713百万円は全社費用である。その主なものは親会社の本社の総務、人事、経理等の管理部門に係る費用である。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。

3. 会計処理の方法の変更

前第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

(重要な減価償却資産の減価償却の方法の変更)

従来、有形固定資産の減価償却の方法について、定率法(建物を除く)を適用していた当社の清水工場、蒲原ケミカル工場、名古屋工場、新潟工場容器部門、一部の貸与資産及び一部の国内連結子会社については、当第1四半期連結会計期間より定額法を適用することに変更している。

この変更は、清水工場における製造工程の大幅な変更を目的とした設備投資を計画・実行していることを契機として、改めて当社の設備特性を検討した結果、使用可能期間に亘り長期安定的に稼働することが見込まれること、また、昨今の経済環境の変化に伴い、設備の使用状況を確認した結果、著しい増販が期待できない中、設備操業度については、大幅な向上が見られない状況にあることを鑑み、有形固定資産の減価償却方法については定額法の方が当該収益に対応した減価償却費の配分をより適切に反映できるものとの考えに至ったことから、より合理的な費用配分に基づく適正な期間損益計算を行うために実施するものである。

この変更に伴い、従来の方法によった場合と比較して、当第1四半期連結累計期間のセグメント利益は、「アルミナ・化成品、地金」が119百万円、「板、押出製品」が52百万円、「加工製品、関連事業」が5百万円増加している。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はない。

Ⅱ 当第1四半期連結累計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：百万円）

	報告セグメント					調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	アルミナ・ 化成品、 地金	板、押出 製品	加工製品、 関連事業	箔、粉末 製品	計		
売上高							
外部顧客への売上高	23,855	18,460	27,066	29,437	98,818	—	98,818
セグメント間の内部売上高 又は振替高	10,941	4,977	2,088	167	18,173	△18,173	—
計	34,796	23,437	29,154	29,604	116,991	△18,173	98,818
セグメント利益	1,502	1,017	271	2,653	5,443	△751	4,692

(注) 1. セグメント利益の調整額△751百万円は全社費用である。その主なものは親会社の本社の総務、人事、経理等の管理部門に係る費用である。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

当第1四半期連結会計期間より、当社の連結子会社である日軽建材工業㈱、その子会社5社及び㈱エヌティーシーのセグメント区分を従来の「加工製品、関連事業」から「板、押出製品」へ変更している。

この変更は上記子会社を、押出・押出加工事業に関する意思決定の迅速化と経営資源の効率的配分を行い、一層の競争力強化を図ることを目的として平成23年3月に設立された日軽金加工開発ホールディングス㈱の傘下としたことに伴うものである。

なお、前第1四半期連結累計期間について、当第1四半期連結累計期間と同様の報告セグメントで表示すると次の通りである。

前第1四半期連結累計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント					調整額	四半期連結 損益計算書 計上額
	アルミナ・ 化成品、 地金	板、押出 製品	加工製品、 関連事業	箔、粉末 製品	計		
売上高							
外部顧客への売上高	27,850	19,483	30,158	28,031	105,522	—	105,522
セグメント間の内部売上高 又は振替高	12,144	5,433	2,018	171	19,766	△19,766	—
計	39,994	24,916	32,176	28,202	125,288	△19,766	105,522
セグメント利益	1,731	1,513	973	2,766	6,983	△713	6,270

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はない。

(のれんの金額の重要な変動)

当社の連結子会社である東洋アルミニウム㈱及びその子会社が、昭和アルミパウダー㈱の全株式を平成23年4月28日付で取得し、同社を連結子会社としたため、「箔、粉末製品」セグメントにおけるのれんが2,814百万円増加している。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はない。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
1 株当たり四半期純利益金額	4 円03 銭	3 円71 銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額 (百万円)	2, 190	2, 020
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額 (百万円)	2, 190	2, 020
普通株式の期中平均株式数 (千株)	544, 047	543, 960
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していない。

2 【その他】

該当事項はない。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年8月5日

日本軽金属株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 多田 修 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 狩野 茂行 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 加藤 秀満 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本軽金属株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本軽金属株式会社及び連結子会社の平成23年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。